

加入者のみなさまへ

「マイナンバー（個人番号）」が届きます

平成28年1月から番号制度が始まります。そこで、平成27年10月から順次、「通知カード」がお住まいの市区町村から住民票の住所宛に郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー（個人番号）があなたに通知されます。

今後、各種手続きのとき、マイナンバーが必要になりますので、届いた通知カードは大切に保管しておいて下さい。



通知カードのイメージ

個人番号	○○○……○○○
生年月日	○年□月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県○市□町1-1-1

健康保険や
年金、税金、雇用保険等
の手続きで必要になります

1 マイナンバーは今後どう使うの？

お勤めの会社では、マイナンバーが税金等の申告の際に必要になります。平成27年10月以降に会社より番号の提供を求められますのでご協力をお願いします。

健康保険組合では、平成28年4月以降に会社で集められた番号を提供してもらう予定です。実施時には、改めてご連絡いたします。

通知カードは、各種手続きでマイナンバーを記載する際、ご自分の番号を確かめるためにお使いください。また、手続きをする窓口等でマイナンバーを確認するために通知カードの提示が求められますので、手続きの際は必ずお持ちください。郵送の場合は写しを提出する必要があります。

※通知カードのほか、平成28年1月以降、個人番号カードも希望により交付を受けることができます。このカードにもマイナンバーが記載されます。

個人番号カード交付方法は、通知カード送付時に同封された説明書をご覧ください。

希望すれば、マイナンバーが記載された住民票も交付されます。